

## 答 申

### 1 審査会の結論

岐阜県知事が作成した「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書(案)」(以下「本件評価書」という。)については、特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に基づき、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)が適切に行われているものと認められる。

また、各審査項目における意見等に関しては、実施機関から、別紙のとおり対応について説明を受けたところであり、その内容についても適当であると認められる。

なお、社会情勢の変化や技術の進歩に応じ、新たな脅威が発生する可能性があるため、本件評価書の記載内容について、継続的な検討・見直しに努められたい。

### 2 本件評価書の審査内容

当審査会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性(実施手続等に適合した評価を実施しているか)及び妥当性(評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか)について点検し、次のとおり審査を行った。

#### (1) 本件評価書の事務の概要

事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
事務の内容	住基ネットにおいて、都道府県は、市町村が住民票の記載等を行った場合、当該住民票に係る個人番号を含む本人確認情報の通知を市町村から受け、都道府県サーバに当該本人確認情報を特定個人情報として保有することとなる。具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①本人確認情報の更新に関する事務 ②自都道府県の他の執行機関への本人確認情報の提供に関する事務 ③本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への本人確認情報の照会に関する事務 ⑤本人確認情報の検索に関する事務 ⑥本人確認情報の整合性確認に関する事務
特定個人情報ファイルの名称	都道府県知事保存本人確認情報ファイル
特定個人情報ファイルを取り扱う理由	都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

	<p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務（住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。具体的には、市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。</p> <p>②自都道府県の他の執行機関からの照会に基づき、本人確認情報を提供する。</p> <p>③住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。</p> <p>④住基法に基づき、機構に対して本人確認情報を照会する。</p> <p>⑤住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (2) 適合性について

### ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が30万人以上であり、必要とされる全項目評価が行われている。

### イ 実施主体について

事務の実施主体である岐阜県知事が評価を実施している。

### ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の内容を全て公表することとしている。

### エ 実施時期について

本件評価書については、指針第6の1（1）ウの経過措置の適用対象となり、「特定個人情報ファイルを保有する前」までの適切な時期に評価を実施していると認められる。

### オ 県民等からの意見聴取について

平成27年1月6日から平成27年2月5日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見はなかった。

### カ 本件評価書の記載内容について

評価書様式で求められる事項について、事務の実態を具体的に分かりやすく記載している。

## (3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を分かりやすく記載している。その主な内容は、次のとおりである。

### ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報の入手は、専用回線を経由した市町村コミュニケーションサーバからの通知に限定されているほか、誤って対象者以外の情報を入手することがないように、論理チェックを行うこととしている。

### イ 特定個人情報の使用について

特定個人情報の使用に当たっては、アクセス権限の管理主体を限定し、必要最小限の職員に限定してシステムのアクセス権限を与え、権限を適切に管理することとしている。また、操作履歴を改ざんできない仕組みとしている。

### ウ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

特定個人情報ファイルの取扱いの委託に当たっては、収集・目的外利用・提供の制限、漏えい等の防止などについて委託契約書で定めるほか、必要に応じて委託先のセキュリティ対策の実施状況を調査することとしている。また、再委託を行う場合は県の承諾を必要とし、再委託の理由及び監督の方法が適切と認められる場合のみ承諾している。

### エ 特定個人情報の提供・移転について

特定個人情報の提供・移転のリスクに対しては、適切なアクセス管理により権限を有する者のみへの提供・移転を行うこととしているほか、提供・移転の記録を保管し、不正の有無を確認するなどの対策を講じることとしている。また、外部記録媒体の使用に当たっては、専用媒体の使用や、使用する職員及び端末を限定するなどの安全対策を講じることとしている。

### オ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等のリスクに対しては、代表端末等の設置場所の施錠管理、監視カメラの設置等の物理的対策とともに、不正アクセス対策などの技術的対策を講じることとしている。また、特定個人情報を消去する際は、磁気ディスクの内容の消去・破壊、帳票の裁断・溶解等を行うとともに、その記録を残すこととしている。

なお、フラッシュメモリについては、小さく紛失しやすい一方で、大容量のものがあり、一度に大量の個人情報が漏えいするリスクがあるため、外部記録媒体に格納されるデータの暗号化と適正なパスワード管理を徹底するとともに、持ち出しの際などに紛失を起こりにくくするための措置を徹底されたい。

## 3 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成27年 2月20日	諮問
平成27年 3月 5日（第58回審査会）	実施機関からの説明、質疑及び審議
平成27年 4月 8日（第60回審査会）	実施機関からの説明、質疑及び審議
平成27年 4月23日（第62回審査会）	審議

（参考） 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会連合会女性部副部長	

会 長	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	原山 美知子	岐阜大学工学部准教授	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)

# 特定個人情報保護評価書（住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）に対する意見と対応方針

平成27年4月  
清流の国推進都市町村課

## 1. 第三者点検での指摘事項

評価項目 (大項目)	委員からの意見	評価項目 (小項目)	対応方針
2 特定個人情報 の入手	不適切な方法で入手するリスクについて	不適切な方法で入手するリスクについて 以下のとおり記載を追加する。 ・市町村CSからは、専用回線を経由し、都道府県サーバへ送信される。 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクについて 以下のとおり記載を修正する。 ・※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。（市町村CS及び全国サーバにおいても同様のアプリケーションを用いている。）	
3 特定個人情報 の使用	権限のない者によって不正に使用されるリスク 権限のない者によって不正に使用されるリスク 権限のない者によって不正に使用されるリスク 権限のない者によって不正に使用されるリスク	権限のない者によって不正に使用されるリスク（アクセス権限の管理）について 以下のとおり記載を追加する。 ・アクセス権限の管理は、システム副管理者（市町村課長）が行う。 ・管理簿は施錠管理するとともに、データの暗号化を行う。 ・出力した操作履歴は、施錠保管する。操作履歴は、システムで自動的に生成され、編集（改ざん）を行うことはできない仕組みとなっている。 特定個人情報情報の使用の記録）について 以下のとおり記載を追加する。 ・出力した操作履歴は、施錠保管する。操作履歴は、システムで自動的に生成され、編集（改ざん）を行うことはできない仕組みとなっている。	
4 特定個人情報 の委託	委託契約中の特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限について 委託契約書では、収集の制限、目的外利用・提供の制限、漏えい、滅失及びびき損の防止、廃棄、秘密の保持、複写又は複製の禁止、事務従事者への周知、再委託の禁止、資料等の返還等、立入調査、事故発生時における報告及び事故発生時の責任等を定めている。	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限について 以下のとおり記載を修正する。 【都道府県サーバの運用及び監視に関する業務】 ・作業者の入室管理を適切に行い、作業者を制限する。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを取り扱う場合は、自動的に暗号化される仕組みとなっており、直接的な閲覧、更新権限は与えない。 【住基ネットの運用保守に関する業務】 ・作業者を必要最小限に限定するために、作業者の名簿を提出させる。 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について 以下のとおり記載を修正する。 ・委託契約書では、収集の制限、目的外利用・提供の制限、漏えい、滅失及びびき損の防止、廃棄、秘密の保持、複写又は複製の禁止、事務従事者への周知、再委託の禁止、資料等の返還等、立入調査、事故発生時における報告及び事故発生時の責任等を定めている。	

5 特定個人情報 の提供・移転	不適切な方法で提供・移転が行われるリスクについて	以下のとおり記載を追加する。 ・住基ネット専用の媒体を使用し、使用する職員及び端末を限定する。また、部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。
	(9) フラッシュメモリを用いる場合の安全対策を明記する必要がある。 誤った情報を提供・移転してしまいうリスク、	以下のとおり記載を追加する。 ・部署間で受渡しを行う場合、その都度記録を残す。
	(10) フラッシュメモリを用いる場合の安全対策を明記する必要がある。	

## 2. 地方公共団体情報システム機構の記載要領の修正による変更点

評価書の記載箇所		対応方針
I 基本情報	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う 事務	以下のとおり記載を修正する。 ②本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転に関する事務
I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う 事務において使用するシステム	以下のとおり記載を修正する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転：自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。
I 基本情報	4. 特定個人情報ファイルを取り扱う 理由	以下のとおり記載を修正する。 ②自都道府県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。
I 基本情報	(別添1) 事務の内容	以下のとおり記載を修正する。 自都道府県の他の執行機関又は他部署
I 基本情報	(別添1) 事務の内容	以下のとおり記載を修正する。 2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①. 自都道府県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。 2-②. 都道府県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。
II 特定個人情報 ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転	以下のとおり記載を修正する。 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
II 特定個人情報 ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転	以下のとおり記載を修正する。 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。
II 特定個人情報 ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	以下のとおり記載を修正する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6（都道府県における本人確認情報の保存期間）に定める期間（150年間）保管する。

Ⅲ リスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク4 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	以下のとおり記載を修正する。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。
Ⅲ リスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号	以下のとおり記載を修正する。 ・生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6（都道府県における本人確認情報の保存期間）に定める期間（150年間）保管する。

### 3. 実施機関による修正点

評価書の記載箇所		対応方針
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	特記事項	以下のとおり記載を修正する。 ・本人確認情報とは、4情報（「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。）、「個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報のこと」をいう。住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）において、都道府県は、住民基本台帳法（以下、「住基法」という。）に基づき、市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県保存本人確認情報として保有する。
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	以下のとおり記載を修正する。 ・原則、特定個人情報ファイルの提供は行わないが、運用保守上、必要がある場合は職員立会上、代表端末又は業務端末により確認する。
Ⅲ リスク対策	6. 情報提供ネットワークとの接続	「接続しない（入手）」に○を付ける。
Ⅲ リスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	以下のとおり記載を修正する。 ・このようなことが起きることがないよう、再発防止教育を実施し、所属職員に周知徹底を図るとともに、今後外部への複数人への電子メール送信にあたっては、係長等との立会いの下でチェックを行いながら送信するなどの手順遵守を徹底することとした。
Ⅳ その他のリスク対策	1. 監査	以下のとおり記載を追加する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いについて、評価書に記載したとおり運用されていることを、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、法務・情報公開課が監査を行う。（年1回以上）

